

平成21年2月18日

各 位

会 社 名 株式会社 第 一 興 商
代表者の役職名 代表取締役社長 和 田 康 孝
(J A S D A Q コード番号 7 4 5 8)
問 い 合 わ せ 先 常務取締役兼上席執行役員管理本部長 畑 英 爾
T E L (0 3) 3 2 8 0 - 2 1 5 1

公正取引委員会の審決について

当社は、平成15年10月31日付で、公正取引委員会より、子会社である音楽レコード会社2社(㈱徳間ジャパンコミュニケーションズ及び日本クラウン㈱)の保有する管理楽曲について、同業他社の一部への使用許諾を留保したことについて取引先等に告知した行為に関し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第19条・不公正な取引方法第15項(競争者に対する取引妨害)の規定に違反するものとして、同法第48条第1項の規定に基づく勧告を受けましたが、これを不応諾とし審決を求めて来たところ、平成21年2月16日に審決の送達を受けました。

審決は、当社の行為が、独占禁止法第19条に違反するものの、当該行為は既に無くなっていると認められる、というものです。そして審決では、当該行為について格別の措置は命じないものとし、何らの排除措置命令及び不作為命令も行われませんでした。

この度の当社に対し格別の措置を命じないとする内容の審決は、平成15年10月31日付の勧告を不服とする当社の主張の正当性が相当程度認められたものと考えており、これを受け入れることといたしました。

関係各位にはご心配をお掛けいたしました。今回の審決による当社及び当社グループの業績に与える影響はありません。

以 上